算式 （Ａ－Ｂ）×α＋Ｂ （Ａ－Ｂ）が負数となるときは、（Ａ－Ｂ）は０とする。 算式の符号 Ａ　地方交付税法第10条第３項本文の規定により令和６年８月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた普通交付税省令附則第19条の16第10項の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Ａに同じ。 Ｂ　地方交付税法第10条第３項本文の規定により令和６年８月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた同法附則第６条の３の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Ｂに同じ。 ［略］ ［４　略］	算式 （Ａ－Ｂ）×α＋Ｂ （Ａ－Ｂ）が負数となるときは、（Ａ－Ｂ）は０とする。 算式の符号 Ａ　普通交付税省令附則第19条の16第10項の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Ａに同じ。 Ｂ　地方交付税法附則第６条の３の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Ｂに同じ。 ［同左］ ［４　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百十七号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第二項の規定に基づき、令和六年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十四日　　総務大臣　村上誠一郎

令和六年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令

令和六年十二月において各地方団体に対して交付すべき地方交付税の額は、地方交付税法第十六条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により十二月に交付すべき額に令和六年度において各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額から既に交付した普通交付税の額を控除した額を加算した額とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第百七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の二十一第一項及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第四条第一項の規定に基づき、港湾法施行規則及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十四日　　国土交通大臣　中野　洋昌

港湾法施行規則及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（港湾法施行規則の一部改正）

第一条　港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権） **第十一条の十五**　法第四十三条の二十一第一項に規定する国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　港湾運営会社の役員又は従業員が当該港湾運営会社の他の役員又は従業員と共同して当該港湾運営会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該港湾運営会社が会社法（平成十七年法律第八十六号）第百五十六条第一項（同法第	（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権） **第十一条の十五**　法第四十三条の二十一第一項に規定する国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　港湾運営会社の役員又は従業員が当該港湾運営会社の他の役員又は従業員と共同して当該港湾運営会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該港湾運営会社が会社法（平成十七年法律第八十六号）第百五十六条第一項（同法第百